

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年7月8日)

開催日及び場所		令和元年6月4日(火) 北陸農政局第3会議室			
委員		鈴木 到 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成31年1月1日～平成31年3月31日			
審議対象案件		159件 うち、1者応札案件40件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件4件 (抽出率4.4%) (抽出率10.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
			随意契約		1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		該当なし
			随意契約	公募型プロポーザル	
		簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		標準型プロポーザル		該当なし	
		その他の随意契約		該当なし	
		物品・役務等	一般競争		抽出なし
			指名競争		該当なし
	随意契約(企画競争・公募)		抽出なし		
	随意契約(その他)		抽出なし		
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 関川用水農業水利事業 笹ヶ峰ダム小水力発電所試運転調整工事</p>	
	<p>◆説明資料の1者応札の発生原因と改善方針の検討整理表に記載のある「考えられる一者応札の理由等」について説明して欲しい。</p> <p>◆入札説明書をダウンロードしたが参加しなかった者へのアンケート結果の整理表の「改善すべき点の選択肢」の中で、重点的に改善すべきと考えるのはどの項目か。</p> <p>◆アンケート結果の整理表の「競争不参加理由の選択肢」の中に、「工事内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を集める時間が不足している」という項目と、「説明書をみても工事内容、工事量、求められる出来形、審査基準が分かりにくく、判断できなかった」という項目があるが、この二つで考えると、工事内容を限定した方が良いのではないかということも考えられる。本件の工事内容の中のCCTV設備電源系統改造については、他の工事内容とは異質と思われるので、この部分だけ別途発注するという事は考えられないか。</p> <p>◆アンケート結果の整理表で、改善点として「工期が長い点」を挙げている者がいるが、工期については、どのように決めているのか。</p> <p>◆工期を短縮するという事は、考えられないか。</p>	<p>◆この発電所の発電設備は、笹ヶ峰ダム小水力発電設備建設工事によって造成されたもので、当該工事において発電設備の制御プログラムの作成を担当したのが本件の請負者です。試運転調整等を限られた工期の中で実施する必要があり、そのような条件に対応できると判断し参加したのが、プログラム作成を担当した本件の請負者のみだったということです。</p> <p>◆プログラム作成を行った者以外が対応することを考えると、「工事着手準備期間の十分な確保」ということが考えられますが、一方で、工期を長くすると、その間の技術者の確保が難しくなるというジレンマもあります。</p> <p>◆「競争不参加理由の選択肢」は、選択肢としてあるものであり、本件についてこの選択肢が選択されたということではありません。</p> <p>◆笹ヶ峰ダムは、標高の高い遠隔地にあり、特に冬期間は容易に行けない場所にあるため、離れた場所にある中央管理施設から遠隔監視を行っていますが、CCTV設備については、停電時の監視ということのみを取れば簡易な工事と考えられますが、他の設備と一体的に遠隔操作して確認できるようにすることから、本件の工事に含める必要があったと考えています。</p> <p>◆基本的には工事内容から必要な日数を算出して決定していますが、本件の場合は、ダムの貯水量についても考慮しています。</p> <p>◆これから秋に向かって貯水量が減っていきますので、十分な貯水量がある時期でないといふと最大取水放流量の試験が行えないということがあります。</p> <p>◆アンケートで、工期が長く技術者を確保する見通しが見つからない場合があるという答えもありましたが、工期を短くすれば参加者が増えたかどうかは分かりませんし、逆に短かければ準備期間が足りないということになる可能性もあり、標準的な適正工期で発注していると考えています。</p>

◆入札公告の記載の中に「本工事の工事成績評価表の評定点合計が65点未満の場合」とあるが、この65点未満とは、どういう場合を指しているのか。

◆工事が完成したときは、工事成績評価を行っており、通常は70～80点程度の点数が付きますが、工事の出来が良くなかった場合は、65点未満の点数が付くことがあります。その場合は、その後の1年間において、その者が総合評価落札方式の工事に参加したとき、総合評価の加算点が50%減らされるということです。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 射水平野国営施設機能保全事業 西部排水機場除塵設備改修工事</p>	
	<p>◆ベルトコンベア設備の塗装の劣化が確認されたということで、塗装工事を追加しているが、最初に造ったときに、何年経過すればどうなるということが分かるのではないか。劣化状況は予測できるのではないか。</p> <p>◆耐用年数は決まっているはずだが。耐用年数なり、造ったときに何年持つかということは分かるはずで、それと劣化状況の確認のデータを摺り合わせた上で発注しているのか。</p> <p>◆変更追加の部分は、当初から見込むことができなかつたのか。</p> <p>◆説明資料の1者応札の発生原因と改善方針の検討整理表の中で、考えられる1者応札の理由等として、「既設設備の製造業者以外の業者には部品の製作が困難であり」とあるが、当初造成時の工事において、部品等は特殊なものは使わずに、後のメンテナンスがしやすいように汎用性のあるものを使用することはできないのか。</p> <p>◆説明資料の1者応札の発生原因と改善方</p>	<p>◆国営で造成した施設も維持管理は、土地改良区や市町村或いは県に管理委託を行っていますので、管理受託者が定期点検や日常的な整備等を行っていますが、大規模な改修については国営事業等で行う場合がありますが、現在本件に係る事業が動いているわけですが、劣化の進み方は条件によって変わってきますので、事前に施設の機能診断というものを行い、改修の必要な部分を決定した上で工事を行っています。</p> <p>◆土地改良事業における経済効果測定の観点から、ポンプ等揚排水機については、標準耐用年数は20年とされています。一方で、各施設毎の実際の耐用年数については、現場条件によって異なることから、施設管理者による日常点検や定期的な点検を通じて、簡易な部品交換のようなものは、その都度対応しています。また、これら施設管理者による点検に加え、施設更新等を見据え、国営造成施設を中心に計画的に機能診断を実施しており、大がかりな補修や改修については、補助事業や国営事業により計画的に対応しています。</p> <p>◆本件工事の対象施設は、コンクリート構造物に比べ、劣化の進行が比較的早い施設機械ということもあり、当初発注時から除塵機本体の他、水平・傾斜ベルトコンベアに対する「設備状況調査」を盛り込んでいました。その結果、今回の設備状況調査において、補修（塗装）が必要と判断された部分について、監督職員と協議の上、塗装を追加する変更を行ったものです。</p> <p>◆施設機械工事の場合は、発注の際、標準的な仕様を示しますが、実際の工事にあたっては、受注者が改めて詳細な設計を行います。その際、受注者が持つノウハウ等を活かした部材の設計を行い、その内容を発注者が承認した上で部材を製作し、工事が進められることになるため、どうしてもその受注者独自の設計内容が入る部分があります。除塵機については、現状では標準化された仕様というものは確立されていません。</p> <p>◆本件の変更増は160万円程度ですが、対応</p>

針の検討整理表の中で、1者応札の原因と改善に係る検討結果として、アンケート結果により工事コストに見合うメリットがないという回答から、工事規模の拡大に努めるという対応策を記載しているが、変更増分を当初から見込んでおけば、参加者が増えた可能性もあったのではないか。

◆今後の対応としては、このような補修工事において、小さい規模でも発注するのか、それとも、まとめてある程度の規模で発注するのか、競争性を高めるには、まとめて発注した方が良いのではないか。

策として想定したのは、もっと大きな金額であり、千万円単位でもっと大きな規模となれば、参加者増につながる可能性があるということです。そのために、予算措置をしっかりと対応する必要があるという内容です。

◆既存施設の改修工事の発注にあたっては、維持管理も含めたトータルのコストを抑えるように考えていく必要があります。改修を遅らせることにより維持管理コストが高騰する可能性もありますので、その辺も考慮した上で、適切な時期に改修工事を行っていくことが必要です。このため、工事規模拡大も重要ですが、それだけを優先することは、できないと考えており、施設の管理者と相談しながら適切な施工時期を決めていくことが重要です。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 随意契約 柏崎周辺（二期）農業水利事業 市野新田ダム第二期建設工事（第4回変更）</p>	
	<p>◆説明資料に第4回変更の変更事項として、いろいろ記載されているが、法面崩壊対策などは、ダム工事にはついてまわることだと思うが、予見することは難しかったのか。難しかったとすれば、どういう点が難しかったのか。</p> <p>◆数量とは。</p> <p>◆当初契約については、これらの変更事項の工事内容というのは盛り込まれてはいたのか。数量が確定していないので、盛り込まれておらず、数量が確定したので今回の第4回変更で盛り込んだということか。</p> <p>◆当初は予見できなかったこともあると思うが、当初から想定できたこともあるのではないか。</p> <p>◆当初の契約段階から、できるだけ必要な工事内容は盛り込むように、精査した上で発注することが望ましいと思う。</p> <p>◆当初、税別約14億円の契約が、第4回変更で税別約20億円になったという理解して宜しいか。</p>	<p>◆当初からある程度必要なことは分かっているのですが、当初の段階では数量が分からないため、数量が分かった時点で追加しています。</p> <p>◆例えば、土取場整備工の場合は、土の採取が完了しないと形状等が決まらないため、整備面積等の数量が分からず設計できません。採取完了した時点で必要な整備面積等の数量を算出し、追加しています。</p> <p>◆変更事項の中で、追加と記載している事項は、当初盛り込んでいなかった部分です。変更と記載している部分は、以前から項目としては盛り込んでいたものの、数量や工法を変更した事項です。 例えば、仮排水路の閉塞工について、当初は、コンクリートで管を全部埋める計画でしたが、実際に施工を始めたところ、コンクリートがなかなか入って行かないという状況があり、モルタルで充填する方法に変更しています。これは現場条件に合わせての変更ということになります。</p> <p>◆想定はしていても、数量が不明なため設計して金額を算出することができない項目については、工事の進捗に合わせて追加していくこととなります。</p> <p>◆ご発言のとおりです。</p> <p>◆この契約は、平成28年度に当初契約を行い、その後、1回、2回、3回と工期中に変更してきており、第4回の変更後の金額は、税別約20億円ということです。当初と比べると、6億円の増となっていますが、資料の変更事項は、第3回変更時点からの変更内容になりますので、この変更によって6億円増えたということではありません。</p>

◆当初契約の場合は、いろいろな委員会を設けて、いろいろ検討を行っているが、変更契約の場合はそういう体制にはなっていないのか。

◆金額の変動が大きい場合とは、どれぐらいの場合か。

◆今回の場合は、それに該当するのか。

◆変更契約の場合は、工事が進む中で、工法の変更であるとか、数量の変更であるとか、様々あります。その都度、事案が起きたときに請負業者と監督職員が、変更の対象とすかどうかの協議を行います。その変更による金額の増減が大きい場合は、事業所から農政局本局に協議を行い、そこで内容を確認した上で承認という行為を行っています。

◆契約一件あたりの変更金額が、3,000万円以上の場合です。

◆第3回変更時点から、今回の第4回変更によって変更した金額を今把握していないため、該当したのかどうかは分かりません。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争（総合評価落札方式） 信濃川左岸流域農業水利事業 小千谷頭首工モニタリング調査他業務</p>	
	<p>◆説明資料の中の1者応札（応募）事後審査票に添付されている「当該契約についての改善すべき点」で、説明書取得者の中の1者が、「説明書における業務内容等の明確化」を挙げているが、これについての対応は、この件に限らず、どのように考えているか。</p> <p>◆今回、この業務内容の明確化を挙げた者に対し、具体的にどういう点なのかということをヒアリング等していないのか。</p> <p>◆説明の中でもあったと思うが、本案件において、途中で辞退した1者の、辞退した理由を改めて説明して欲しい。</p> <p>◆業務の入札説明書で、そこまで具体的に分からなかったのか、こういう機器が必要だとかいうことが。</p> <p>◆最終的に辞退したのは何故か。</p>	<p>◆業務の作業内容は、当該業務の特別仕様書に記載しており、その記載内容でどこまで具体的な業務内容や求めている成果が分かりやすくなっているかということだと思いますが、できるだけ丁寧に分かりやすく記載するように心がけており、本件の場合も、特に問題があったとは考えていません。</p> <p>◆このアンケート結果から、さらに踏み込みで、具体的に何が明確でなかったのかということまでは聞いておりません。</p> <p>◆アンケート結果では、参加資格確認通知後に辞退した者は「音響カメラの賃貸の見込みが立たなかったため」と記載しており、調査に必要となる機器の調達が困難になったことを、急遽辞退した理由に挙げています。</p> <p>◆音響カメラによる調査ということは、特別仕様書に記載していますので、必要だということは当初から認識していたと思います。</p> <p>◆当初入札参加申込みの時には、当該機器はリースする計画だったと思いますが、その後具体的に機器の手配を検討したときに、リース等の見込みが立たないことが判明し、入札直前で辞退したということだと思います。</p> <p>◆入札公告が1月15日で、開札が3月1日と、間が開いていますので、最終的な見積もり作成段階で辞退という判断になったのだろうと考えています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	5 一般競争（総合評価落札方式） 新川流域農業水利事業 現場技術その2業務（第1回変更）	
	<p>◆本件の当初契約において、入札金額で下回った者ではなく、入札額が高かった者が技術点で上回り落札しているが、どういう仕組みになっているのか。</p>	<p>◆本件は、総合評価落札方式であり、技術点と価格点を合計した評価値が最も大きい数字の者が落札者となる方式です。技術点は、資料の技術提案書審査結果表にあるとおり各者の評価点が決定されており、価格点については、入札執行調書に記載があるとおりに、計算式が決まっております。今回の件では、参加した2者の間で、技術点において4点ほどの差があり、技術点が低かった者が価格点では1点余り上回りましたが、合計では技術点で上回っていた者の落札となりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>6 簡易公募型競争 地域整備方向検討調査 西川用水地域 用水実態調査業務 (第1回変更)</p>	
	<p>◆契約変更については、回避できなかったのか。</p> <p>◆変更事項を予測することは難しくとも、事業所等に対して、なるべく変更しなくて済むように、事前に十分な調査・検討を行った上で業務を発注するよう指導はできないものか。</p> <p>◆本件の当初発注は、公募型競争入札にしなければいけなかったのか、一般競争入札でも良かったのではないか。</p> <p>◆基本が公募型競争入札だからということか。</p> <p>◆説明資料の中の、入札参加者選定結果表で、予定管理技術者評価の「過去5年間(前年度まで)の表彰経験の有無」という項目があるが、この項目は、いつどこでなをすれば加点が得られるものか。</p> <p>◆5年間も加点されることは、大きいですね。</p> <p>◆入札参加者選定結果表の企業評価の中の</p>	<p>◆河川の流量観測回数については、3回まで観測を行った結果、流量にあまり変動がないことを把握し、それ以上行う必要がないという判断から減らしています。また、狭窄部での観測については、実際に流量観測を行うコンサルタント会社の技術者との調整により、橋梁の影響が著しく適正な観測ができないとの判断から観測箇所を減らしています。 その他の項目についても、実際に調査を進める中で、現場状況等からコンサルタント業者の知見を踏まえながら変更したもので、やむを得ないものと考えています。</p> <p>◆用水路の測定の追加の件は、事前に現地確認の調査を行っていれば、当初契約に盛り込むことができた可能性はあり、そういう指導は必要と感じています。</p> <p>◆現状では、高い技術力を必要としプロポーザル方式を採用する場合を除いては、建設コンサルタント業務の発注において、現場技術業務等の一部の業務以外は、公募型又は簡易公募型競争入札方式を基本としています。</p> <p>◆そうです。しかし、今後も入札参加者数が少ないケースが続く場合は、一般競争入札への移行も検討する必要があると考えています。</p> <p>◆予定管理技術者が、農業農村工学会等により、本件の業務内容と関連する研究成果等で表彰を過去5年間に受けている場合に適用されます。</p> <p>◆優良工事等請負者等の表彰というものもあります。工事だけでなく測量・調査・設計業務においても、優秀な業務成績を得た場合等に各地方農政局長又は大臣表彰を授賞しており、受賞した者は加点対象になります。</p> <p>◆そのとおりです。表彰された方の努力の結果が報われるということです。</p> <p>◆この項目は、表彰に基づくものではなく、</p>

「地域への貢献」という項目は表彰ではないのか。

例えば、自治体や土地改良区等が地域活動として、水路の清掃や草刈り等を住民参加で実施する場合に、会社として参加し、主催者の確認を受けたことを証明する書類を提出した場合に加点対象となるものです。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>7 随意契約（簡易公募型プロポーザル方式） 手取川流域農業水利事業 農業用水利用効果算定業務(第1回変更)</p>	
	<p>◆1者応札（応募）事後審査表に、予定価格及び積算方法の記載があり、本件の受注者が提出した参考見積もり価格を採用したことになるが、入札参加者とは別の者から見積もりをとるものではないのか。</p> <p>◆本件の受注者は、よく名前を聞く者で、この分野では、高い実績のある機関で、優秀なスタッフが揃っているものと思うが、資料にある技術提案書審査結果表を見ると、技術提案書の評価は全てBとなっており、A評価が無いのは何故か。</p> <p>◆管理技術者の評価では、A評価もあるが。</p> <p>◆技術提案書の評価は、どんなに優れた提案だと思ってもBとなるということか。</p>	<p>◆参考見積もりは、5者から取っており、その中で一番安価だったのが、たまたま本件の受注者だったということです。</p> <p>◆評価対象者が1者の場合、技術提案書の評価は基本的にBとするというルールになっています。</p> <p>◆相対評価で評価を行っており、評価対象者が複数いた場合は、一番優秀な者をAと評価しますが、1者の場合は比較する相手がいないため、運用としてBと評価することとしています。</p> <p>◆これは、予定管理技術者が所有する資格等によってAとするかBになるか、基準があるためです。</p> <p>◆A評価としても特に問題はありませんが、相対評価のため、1者の場合はそのように運用しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>全般について</p> <p>◆働き方改革ということが言われるようになってから、工事の入札公告に、女性も働きやすい現場環境の整備とか、土日完全休工といったことが盛り込まれるようになったが、その試行工事或いはモデル工事であると記載されているが、どのような工事を対象に選定しているのか。</p> <p>◆女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備については、その整備に必要な費用を計上するとあるが、具体的にはどういうことか。</p> <p>◆入札公告には記載してあるが、実際にそういう取組が為されているのかどうか、為されていない場合はどんな支障があったのか等、次回の委員会で良いので教えてほしい。</p> <p>◆工事契約の一覧表を見ると、変更契約においては、ほとんどが落札率100%に近い数字となっており、例えば30億円の契約でも落札率100%となっている件がある。</p> <p>◆その場合でも、工事の内容と価格の問題、正しいかどうか、コントロールする必要はないのか。</p> <p>◆パッと見たときに、30億円の契約で落札率が100%というのは気持ち悪い感じがする。</p> <p>◆指名停止一覧表で、「業務全般を再委託し、その比率が50%を超えていたことが確認されたこと」により指名停止を受けた者があるが、このような理由は初めて見たので、どういうことか教えてほしい。</p> <p>◆もう少しわかり易く願います。</p>	<p>◆現在は、本省からの通達により、原則として全工事を対象に、この試行工事又はモデル工事としています。</p> <p>◆今までは、女性専用のトイレ等は設置されていなかったわけですが、女性専用として間仕切り等も含めて設置した場合に、そのリース費用等を変更契約により計上します。</p> <p>◆分かりました。</p> <p>◆変更契約の際の予定価格は、当初契約時の落札率を掛けて算定しています。例えば当初契約時の落札率が90%であった場合、変更契約時は、積算した金額にあらかじめ90%を乗じた数字を予定価格としています。</p> <p>◆積算の内容については、単価表や積算参考資料として、どういう要素でその工事が組み立てられているかということを公表していません。そのため、請負者は、予定価格に近い数字を算出しやすいということがあります。</p> <p>◆変更契約の際の手続きや、予定価格の決定方法等について、分かりやすい資料を次回にお示ししたいと思います。</p> <p>◆請け負った補償コンサルタント業務の実施にあたり、その業務内容のほぼ全部を再委託したという事実が確認されたため、一括再委託を禁止した契約条項に抵触したことから、指名停止の処分を受けたものです。</p> <p>◆業務を請け負った場合、その業務の内容を全て自ら実施する場合と、一部を関連会社等に下請負させる場合がありますが、丸投げを防止するために、契約書上業務金額の50%以上に相当する部分を再委託してはいけない</p>

		<p>という条項があり、契約違反に該当したため、ペナルティを受けたということです。</p>
<p>講評</p>	<p>◆前回も申し上げましたが、説明資料にそれぞれの審議案件について、1者応札の原因分析と改善の検討のアンケート等の結果を付けていただいたことは有意義で、分析し易かったと思います。アンケート結果から、どういう対応が必要かというところを、農政局ないしは、それぞれの事業所において考えを整理したものも付けていただくと良いのではないかと考えております。アンケート結果等を参考に今日も活発な議論ができたと思います。</p> <p>案件の抽出については、事前に私のところに来ていただいて、抽出対象案件がこれですという形で示していただいて、私の方で独断で選んでいますが、委員からご発言のあった、変更契約における高い落札率が気になる案件等についても、今後、重点的抽出案件には該当しない場合でも、審議対象とするということも考えてみたいと思いますので、農政局としても検討していただけたらと思います。</p>	